

関係機関 各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく
要請について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年11月16日に開催しました、第25回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(11月16日(月)以降)」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(11月12日以降の要請)との変更点

ー 県外への移動についての要請文の変更

(変更前)

- ・直近1週間の感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。(11/12～:北海道、東京都、大阪府、沖縄県)
- ・関東地方で、直近1週間の感染者数が人口10万人あたり5人以上の都県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。(11/12～:埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県)

(変更後)

- ・直近1週間の感染者数が人口10万人あたり10人以上の都道府県(関東地方では5人以上の都県)への移動は、特に慎重に判断し、その地域での行動についても慎重をお願いします。(11/16～:北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、大阪府、沖縄県)

※上記以外の要請内容には、変更・追加はありません。

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(11月7日(土)以降)を御確認ください。

担 当：生活衛生・動物愛護係

T E L：027-226-2445

F A X：027-220-4300

e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp